株式会社後藤博計画研究所　東京都目黒区、株式会社国設計　東京都目黒区、株式会社石川洋美建築計画研究室　東京都目黒区、株式会社アルテック　東京都目黒区、株式会社東建設計　東京都目黒区、株式会社計画技術研究所　東京都目黒区、株式会社エーディーネットワーク建築研究所　東京都目黒区、株式会社自由建築設計事務所　東京都目黒区、株式会社緒方建築事務所　東京都世田谷区、株式会社竹ノ内設計　東京都世田谷区、株式会社構想建築設計研究所　東京都世田谷区、株式会社三方企画設計　東京都世田谷区、株式会社双和建築事務所　東京都世田谷区、株式会社隆設備設計事務所　東京都世田谷区、株式会社ゲン建築設計事務所　東京都世田谷区、株式会社空間設計　東京都世田谷区、株式会社計画機構　東京都世田谷区、株式会社梅沢建築構造研究所　東京都世田谷区、株式会社アーク設計事務所　東京都世田谷区、株式会社伊藤喜三郎建築研究所　東京都豊島区、株式会社原沢建築設計事務所　東京都豊島区、株式会社渡辺建築事務所　東京都豊島区、株式会社茜設計　東京都豊島区、株式会社清水建築設計事務所　東京都豊島区、株式会社山田水城建築設計事務所　東京都豊島区、株式会社創建設計事務所　東京都豊島区、株式会社あすか建築構造事務所　東京都豊島区、株式会社都市研究所　東京都豊島区、株式会社田中構造建築事務所　東京都豊島区、株式会社柴田知彦・柴田いづみ・プラス・エスケイエム設計計画事務所　東京都豊島区、株式会社金丸建築事務所　東京都豊島区、株式会社中田捷夫研究室　東京都豊島区、株式会社共同積算　東京都豊島区、株式会社中央建築設計事務所　東京都豊島区、株式会社創元設計　東京都豊島区、有限会社共立設計事務所　東京都豊島区、有限会社山辺構造設計事務所　東京都豊島区、株式会社タウン・マネジメント・システム　東京都豊島区、株式会社安山宣之建築設計事務所　東京都豊島区、株式会社アート総合企画　東京都豊島区、合資会社木佐貫一級建築士事務所　東京都北区、株式会社サボック設計事務所　東京都北区、株式会社石井桂建築研究所　東京都板橋区、株式会社佐々木設計事務所　東京都板橋区、有限会社平林建築設計事務所　東京都板橋区、株式会社小原建築設計事務所　東京都板橋区、株式会社井上博設計事務所　東京都練馬区、株式会社ＭＯＡＡ計画研究室　東京都練馬区、有限会社日欧設計事務所　東京都練馬区、株式会社現代計画研究所　東京都練馬区、株式会社伊勢亀建築研究所　東京都練馬区、株式会社平井設計工房　東京都練馬区、株式会社増田設計　東京都荒川区、株式会社東京建築事務所　東京都荒川区、株式会社小林建築事務所　東京都荒川区、公益財団法人文化財建造物保存技術協会　東京都荒川区、株式会社ディーワーク　東京都荒川区、株式会社綜建築研究所　東京都葛飾区、有限会社大平建築設計事務所　東京都葛飾区、株式会社象地域設計　東京都葛飾区、株式会社道山建築設計事務所　東京都昭島市、株式会社望月技術士事務所　東京都町田市、株式会社日成建築設計事務所　東京都町田市、株式会社大宇根建築設計事務所　東京都町田市、株式会社ア．デ設計　東京都八王子市、株式会社雄建築事務所　東京都小金井市、株式会社福渡建築コンサルタンツ　東京都武蔵野市、株式会社フォルテ　東京都武蔵野市、株式会社近代建築研究所　東京都武蔵野市、株式会社稲垣ランドスケープデザイン研究所　東京都府中市、株式会社てす環境計画デザイン事務所　東京都多摩市、株式会社櫻井淳計画工房　神奈川県横浜市中区、株式会社日本建築技術設計　神奈川県横浜市西区、有限会社大矢積算事務所　神奈川県横浜市旭区、株式会社アートマン・アーキテクツ　神奈川県川崎市川崎区、株式会社加藤俊介設計事務所　神奈川県川崎市多摩区、エス・イー・エス岡田コンサルティング株式会社　神奈川県川崎市麻生区、株式会社日新技研　神奈川県中郡、株式会社アトリエ・ダッグ　神奈川県相模原市南区、有限会社小林盛設計事務所　富山県富山市、株式会社都市設計　静岡県田方郡、株式会社大建エンジニアリング　福岡県北九州市小倉北区

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第１号による。

5．解散認可年月日　平成28年３月30日

平成28年４月25日

東京都渋谷区神宮前２丁目３番16号

東京建築設計厚生年金基金

理事長　伊丹　　勝

厚生年金基金清算人就任公告

当基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりその効力を有するものとされた、同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第１号により解散したので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた廃止前の厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．代表清算人氏名　伊丹　　勝

2．住所　東京都渋谷区神宮前２丁目３番16号

平成28年４月25日

東京都渋谷区神宮前２丁目３番16号

東京建築設計厚生年金基金

理事長　伊丹　　勝

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　日本建設機械レンタル企業年金基金

2．事務所の所在地　東京都中央区日本橋小網町９番９号小網町安田ビル３階

3．理事長の氏名及び住所　永島　賢治　熊本県熊本市東区御領６丁目２番６号

4．実施事業所の名称及び所在地　株式会社旭商会　富山県富山市、株式会社髙野工会　富山県富山市、株式会社大竹商會　群馬県前橋市、株式会社松治工業　福岡県春日市、サニー電機工業株式会社　福岡県福岡市、株式会社センター機材　福岡県福岡市、東北グレーダー株式会社　宮城県仙台市、大興産業株式会社　静岡県浜松市、第一建機工業株式会社　静岡県静岡市、株式会社マルマサ機工　静岡県静岡市、有限会社洋南重機　宮崎県宮崎市、株式会社キング　宮崎県宮崎市、キデンリース株式会社　大分県大分市、株式会社フィリア　神奈川県逗子市、徳山リース産業株式会社　山口県周南市、信和リース株式会社　千葉県千葉市、株式会社イブキ産業　岩手県宮古市、株式会社鳴浜リース　東京都豊島区、東和機材株式会社　東京都足立区、リフト商事株式会社　東京都江戸川区、サンコーテック株式会社　千葉県市原市、株式会社宇佐見商事　東京都板橋区、株式会社エービーリース機械　茨城県水戸市、常伸リース株式会社　茨城県古河市、新生リース株式会社　茨城県土浦市、有限会社茨城リース　茨城県つくば市、株式会社トキワ　茨城県つくば市、株式会社ニッパンレンタル　群馬県前橋市、松井鉄工株式会社　群馬県高崎市、株式会社サンペイ　東京都板橋区、株式会社二進　東京都世田谷区、株式会社フルカワ　東京都大田区、西部機械株式会社　東京都中野区、東京機材工業株式会社　東京都中央区、一般社団法人日本建設機械レンタル協会　東京都千代田区、産業リーシング株式会社　東京都千代田区、ツクバ建機株式会社　東京都荒川区、三明興業株式会社　東京都渋谷区、大正建機株式会社　東京都大田区、大建ディーゼル株式会社　東京都大田区、京葉建機株式会社　東京都江戸川区、大一建機株式会社　東京都八王子市、株式会社関東建機サービス　神奈川県小田原市、高津建機株式会社　愛知県名古屋市、内田橋リース株式会社　愛知県名古屋市、株式会社オリエント　愛知県海部郡、大和機工株式会社　愛知県大府市、近藤産興株式会社　愛知県名古屋市、株式会社大鐵　北海道札幌市、朝日機械産業株式会社　埼玉県さいたま市、湊川産業株式会社　兵庫県神戸市、株式会社ナツカ　三重県松阪市、双葉リース株式会社　東京都江戸川区、株式会社三機工業　岐阜県高山市、高井機械産業株式会社　岐阜県関市、志野産業株式会社　岐阜県多治見市、株式会社タイヘイレンタル　愛知県名古屋市、株式会社三恵商会　神奈川県横浜市、共栄建機株式会社　神奈川県横浜市、株式会社横浜レンタル　神奈川県横浜市、長浜産業株式会社　広島県呉市、安森機工株式会社　広島県広島市、株式会社村中産機　広島県大竹市、株式会社旭建機　神奈川県横浜市、三和レンタル株式会社　神奈川県横浜市、東海機材株式会社　愛知県名古屋市、株式会社ブンメー　青森県八戸市、